

OSS申請対象(H29.4時点)

共通①

■申請時に使用可能な電子証明書

本人申請

- 公的個人認証サービスより発行された電子証明書(マイナンバーカード、住民基本台帳カード)
- 商業登記に基づく電子認証制度により発行された電子証明書

代理人申請

(行政書士及び行政書士法施行規則第20条に規定された者)

- セコムトラストシステムズ株式会社より発行されたセコムパスポートfor G-ID 行政書士電子証明書
- 商業登記に基づく電子認証制度により発行された電子証明書

- ### ■申請方法
- ①OSSポータルサイトからの申請(以下「個別申請」という。)
 - ②一括利用者システムからの申請(以下「一括申請」という。)

■**公用車**(H29.4時点では、継続検査については47都道府県において申請可。また、一時抹消・永久抹消・移転一時抹消・移転永久抹消・変更一時抹消・記載事項変更について、岩手・埼玉・東京・神奈川・静岡・愛知・大阪・広島で申請可)

下記電子証明書を使用して電子委任状を作成することで公用車の申請が可能。(一括申請のみ)

- ・(国・検査登録手数料が無料となる一部の独立行政法人の場合)官職証明書
- ・(都道府県・市町村・特別区・財産区の場合)職責証明書

■Aタイプ・Bタイプ自動車検査証に対応

■**保管場所不要地域**は対応(保管場所申請データは送信する必要あり)。ただし、保管場所証明不要地域で、使用者住所と使用の本拠が異なる場合はOSSでは対象外。

■**駐留軍人軍属私有車両(Y)、駐留軍人軍属所有業務外車両(E、H、K、M)、一時輸入車両(T)、身分喪失車両(よ)**は、継続検査のみ対応(それ以外の手続きは全て対象外)

■二輪自動車及び軽自動車は対象外

■**被災自動車等の買換えに係る減免措置が必要な車両**については対象外

■ 受付審査時に紙書類の持込みが必要な場合の持込期限

受付番号取得後15日以内。(期限内に持込みがない場合は申請無効)

■ 各種税・手数料納付期限(申請者は、各申請の納付期限を申請後の『状況照会』画面にて確認可能)

保管場所証明申請手数料・・・申請があった日から15日

保管場所標章交付手数料・・・保管場所審査が完了となった日から1年

検査登録手数料・・・申請があった日から75日(継続検査以外)

申請があった日から30日(継続検査)

自動車重量税・・・登録審査が完了となった日から1年(ただし納付期限が切れても却下されない)

自動車税・取得税・・・税審査完了日から1年(ただし納付期限が切れても却下されない)

■ 補正期限

警察機関からの補正指示がある場合

・・・審査担当者からの補正の指示がなされた日の翌日から5日(土日、祝祭日、年末年始を除く)以内

運輸支局等からの補正指示がある場合

・・・審査担当者からの補正の指示がなされた日から7日以内

都道府県税事務所から補正の指示がある場合

・・・審査担当者からの補正の指示がなされた日から1年以内

■ 再申請

以下条件を全て満たす場合、検査登録手数料を無料とすることが可(申請データに前回の受付番号を入力)

①再申請の検査登録に関わる申請内容が前回の申請と変わらないと判断していること(異なる運輸支局等への申請は不可)

②検査登録審査で却下された又は申請者が取り下げたものであること

③前回申請した申請書の受付日から2ヶ月以内であること

■ **保管場所再利用**

保管場所証明申請に関する審査が完了し、その後の審査で却下／無効とされた又は申請者が取り下げた場合、保管場所証明書データの再利用が可

- ① 以前のOSS申請で保管場所証明書データが警察から電子的に発行されていること(以前のOSS申請で「保管場所標章番号」が状況照会画面に表示されていたこと)
- ② 運輸支局等への手続開始以降に無効となった、却下された又は申請者が取り下げたものであること
- ③ 保管場所証明書データが電子的に発行された際の保管場所証明申請の内容が、今回の申請内容と一致していること
- ④ 保管場所証明書データが電子的に発行された日(※)から40日以内であること

※以前のOSS申請で、申請状況ステータスが『保管場所証明申請審査中』から『保管場所標章交付手数料まとめ払い中』に変わった日

■ **申請取り下げ可能なポイント**

【保管場所証明審査】・保管場所証明申請開始の前(一括申請のみ)

- ・(新車新規のみ)車台番号取得開始前(一括申請のみ)
- ・(保管場所証明審査における補正があった場合)補正申請の前

【検査登録審査】・検査登録申請の開始の前(一括申請のみ)

- ・(新車新規・中古車新規・継続検査のみ)自賠責証取得開始前(一括申請のみ)
- ・(新車新規・中古車新規・移転登録のみ)検査登録審査の開始の前(一括申請のみ)
- ・(検査登録審査における補正があった場合)補正申請の前

新車新規登録

新車新規登録

■型式について指定を受けた車両

■完成検査終了証兼譲渡証明書、自動車損害賠償責任保険（共済）の情報が登録情報処理機関に提供されている車両

※予備検査済の車両は対象外

※現車提示が必要な車両は対象外

※（一括申請のみ）事業用、貸渡用にも対応（事業用自動車連絡書（紙）を受付審査時に提示）
事業用自動車の場合、保管場所審査はスキップ（保管場所申請データも不要）

※所有者が共同所有者の場合は対象外

※障害者減免等都道府県が独自の税・手数料減免制度を有する自動車は対象外

対象車両：普通乗用・普通乗合・普通貨物（車両総重量7t未満かつ最大積載量5t未満のみ）
小型乗用・普通乗合・小型貨物（けん引車及び被けん引車を除く）

※特殊（特種）用途自動車（車種8）及び大型特殊自動車（建設機械（車種0）及び建設機械以外（車種9））は対象外

新車新規登録

【必要書類等】

都道府県警察

※下記書類をカメラ・スキャナ等で取込み、申請データに添付（100KB程度のJPEG、1024×768ピクセル推奨）

※用途が事業用の場合、使用の本拠の位置に変更がない場合、もしくは以前のOSS申請で発行を受けた保管場所証明書データを再利用した申請の場合は必要無し

- 所在図（使用の本拠の位置と保管場所が同じ場合省略可能）
- 配置図
- 使用権原疎明書面
- 使用の本拠の位置を疎明する書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合のみ）

運輸支局等

- 希望番号（希望ナンバープレートを予約済の方のみ。申請データに入力。）
- 完成検査終了証兼譲渡証明書（登録情報処理機関へ提供）
- 自動車損害賠償責任保険（共済）（登録情報処理機関へ提供。1枚のみ。）
- 所有者の委任状（電子又は紙）（代理申請の場合）（個別申請の場合は紙及び電子署名のない電子委任状は不可）
- 所有者の印鑑（登録）証明書（紙）（紙の委任状、電子署名のない電子委任状の場合）
- （所有者が未成年の場合）親権者または後見人の同意書／承諾書等（紙）（一括申請のみ）
- 使用者の委任状（電子又は紙）（所使不同一の場合）（個別申請の場合は紙及び電子署名のない電子委任状は不可）
- 使用者の住所を証するに足りる書面（紙）（所使不同一の場合で、紙の委任状・電子署名のない電子委任状の場合）
- 事業用自動車等連絡書（紙）（事業用・貸渡用車両の場合）（一括申請のみ）

所有者の条件		一括申請	個別申請	
法人	本社	△	△	印鑑証明書提出資格者が「支配人」「外国会社の日本における代表者」の場合は申請不可
個人	成人	○	○	
	未成年	○	×	親権者または後見人の同意書／承諾書等が必要
法人・個人以外の公的機関		×	×	

使用者の条件		一括申請	個別申請	
法人	本社	○	○	
	本社以外	○	○	
個人	成人	○	○	
	未成年	○	○	
法人・個人以外の公的機関		×	×	

用途の条件一覧	一括申請	個別申請	
自家用	○	○	
事業用	○	×	
貸渡用	○	×	

車両の条件				一括申請	個別申請
普通	乗用			○	○
	乗合			○	○
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)(車両総重量7t未満かつ最大積載量5t未満)	○	○
			トラック(貨物・貨客兼用車)(車両総重量7t以上または最大積載量5t以上)	×	×
			トラクター(けん引車)	×	×
			トレーラー(被けん引車)	×	×
		ダンプ車	土砂等運搬車のダンプ車(車両総重量7t未満かつ最大積載量5t未満)	○	○
			土砂等運搬車のダンプ車(車両総重量7t以上または最大積載量5t以上)	×	×
	土砂等運搬車以外のダンプ車		×	×	
小型	乗用			○	○
	乗合			○	○
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○
			トラクター(けん引車)	×	×
			トレーラー(被けん引車)	×	×
		三輪自動車	○	○	
	ダンプ車			○	○
	特殊(特種)用途自動車(車種8)				×
大型特殊自動車	建設機械(車種0)			×	×
	建設機械以外(車種9)			×	×
所有者が共同所有者				×	×

自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請	個別申請	自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請	個別申請
取得原因	売買	○	○	用途	乗用車	○	○
	相続	—	—		トラック(貨物)	○	○
	贈与	—	—		トラック(貨客兼用車)	○	○
	所有権留保	—	—		トラック(けん引車)	×	×
	その他	○	○		トラック(被けん引車)	×	×
自動車税課税区分	課税	○	○		バス(一般乗合用)	×	×
	非課税	×	×		バス(その他)	○	○
	課税免除	×	×		三輪小型	○	○
	減免(障害者・その他)	×	×		特種用途自動車	×	×
	免税点以下	×	×		その他	×	×
	商品車	×	×		所有形態	自己所有	○
	その他	—	—	所有権留保		○	○
自動車取得税課税区分	課税	○	○	商品車		×	×
	非課税	○	○	リース車		○	○
	課税免除	×	×	譲渡担保	×	×	
	減免(障害者・その他)	×	×	その他	—	—	
	免税点以下	○	○				
	商品車	×	×				
	その他	—	—				

移転登録

■ 売買による移転

■ 割賦完済（所有権留保解除）による移転

※相続・贈与・合併・分割・判決によるものは対象外。

※ダブル以上の移転は対象外。

※車台番号の変更、車名の変更、型式の変更、原動機の型式の変更は不可。

※所有者の名義変更は必須

あわせて使用者の変更／使用者の住所の変更／使用の本拠の位置の変更を行うことも可

※個人→法人の場合／法人→個人の場合にも対応。

※（一括申請のみ）事業用、貸渡用にも対応（事業用自動車連絡書（紙）を受付審査時に提示）

事業用→自家用、貸渡用→自家用の用途変更は、対象外

事業用自動車の場合、保管場所審査はスキップ（保管場所申請データも不要）

※所有者（新・旧）が共同所有者の場合は対象外

※障害者減免等都道府県が独自の税・手数料減免制度を有する自動車は対象外

※使用の本拠の位置に変更がない場合、保管場所審査はスキップ

ただし、使用の本拠の位置を証する書面の提出が必要な場合（下記）は申請不可

- ・ 使用者住所と使用の本拠の位置が異なる車両において、使用者氏名を変更し、使用者住所・使用の本拠の位置共に変更しない場合
- ・ 使用者住所と使用の本拠の位置が異なる車両において、使用者氏名・使用者住所を変更し、使用の本拠の位置は変更しない場合
- ・ 使用者住所と使用の本拠の位置が同じ車両において、使用者氏名・使用者住所を変更し、使用の本拠の位置は変更しない場合
- ・ 使用者住所と使用の本拠の位置が同じ車両において、使用者の住所を変更し、使用者氏名・使用の本拠の位置は変更しない場合

対象車両：普通乗用・普通乗合・普通貨物（土砂等運搬大型自動車届出書が必要な車両は除く）
小型乗用・小型乗合・小型貨物

※特殊（特種）用途自動車（車種8）及び大型特殊自動車（建設機械（車種0）及び建設機械以外（車種9））は対象外

移転登録

【必要書類等】

都道府県警察

※下記書類をカメラ・スキャナ等で取込み、申請データに添付（100KB程度のJPEG、1024×768ピクセル推奨）

※用途が事業用の場合、使用の本拠の位置に変更がない場合、保管場所証明書を再利用した申請の場合は必要無し

- 所在図（使用の本拠の位置と保管場所が同じ場合省略可能）
- 配置図
- 使用権原疎明書面
- 使用の本拠の位置を疎明する書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合のみ）

運輸支局等

- 旧車検証、旧ナンバープレート（新車検証交付時に持込み。Bタイプ車検証→Bタイプ車検証の場合は旧車検証の持込不要。（この場合新車検証も交付されない））
- 希望番号（希望ナンバープレートを予約済の方のみ。申請データに入力。）
- 譲渡証明書（電子又は紙）（電子の場合登録情報処理機関へ提供）
- 新旧所有者の委任状（電子又は紙）（本人申請の場合は新所有者の委任状は不要）
- 新旧所有者の印鑑（登録）証明書（紙）（紙の委任状・譲渡証、電子署名のない電子委任状の場合）
- 旧所有者の氏名や住所の繋がりが証明できる書面（紙）（旧所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更がある場合）
- 使用者の委任状（電子又は紙）（所使不同一の場合）
- 使用者の住所を証するに足りる書面（紙）（所使不同一の場合で、紙の委任状・電子署名のない電子委任状の場合）
- 事業用自動車等連絡書（紙）（事業用・貸渡用車両の場合）

都道府県税

- 古物商許可証等（商品車の場合（都道府県による））
（カメラ・スキャナ等で取り込み、申請データに添付（JPEG）4枚まで可能）

所有者の条件(新・旧)		一括申請	個別申請	
法人	本社	△	△	印鑑証明書提出資格者が「支配人」「外国会社の日本における代表者」の場合は申請不可
個人	成人	○	○	
	未成年(新所有者の場合)	×	×	
	未成年(旧所有者の場合)	×	×	
法人・個人以外の公的機関		×	×	

使用者の条件		一括申請	個別申請	
法人	本社	○	○	
	本社以外	○	○	
個人	成人	○	○	
	未成年	○	○	
法人・個人以外の公的機関		×	×	

用途の条件一覧	一括申請	個別申請	
自家用→自家用	○	○	
事業用→事業用、貸渡用→貸渡用	○	×	
自家用→事業用／貸渡用	○	×	
事業用／貸渡用→自家用	×	×	14
貸渡用→事業用、事業用→貸渡用	○	×	

車両の条件			一括申請	個別申請		
普通	乗用		○	○		
	乗合		○	○		
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○	
			トラクター(けん引車)	○	○	
			トレーラー(被けん引車)	○	○	
ダンプ車(土砂等運搬大型自動車使用届出書の不要な場合のみ)		○	○	土砂等運搬大型自動車使用届出書が必要な車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の土砂等運搬車のダンプ車は対象外		
小型	乗用		○	○		
	乗合		○	○		
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○	
			トラクター(けん引車)	○	○	
			トレーラー(被けん引車)	○	○	
			三輪自動車	○	○	
ダンプ車		○	○			
特殊(特種)用途自動車(車種8)			×	×		
大型特殊自動車	建設機械(車種0)		×	×		
	建設機械以外(車種9)		×	×		
有効期間切れ車両			×	×		
限定検査証交付中			×	×		
所有者もしくは旧所有者が共同所有者			×	×		

自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請	個別申請
取得原因	売買	○	○
	相続	×	×
	贈与	×	×
	所有権留保解除	○	○
	その他	×	×
自動車税課税区分	課税	○	○
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	×	×
	商品車	○	○
	その他	○	○
自動車取得税課税区分	課税	○	○
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	○	○
	商品車	○	○
	その他	○	○

自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請	個別申請
用途	乗用車	○	○
	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○
	トラック(けん引車)	○	○
	トラック(被けん引車)	○	○
	バス(一般乗合用)	×	×
	バス(その他)	○	○
	三輪小型	○	○
	特種用途自動車	×	×
	その他	×	×
	所有形態	自己所有	○
所有権留保		○	○
商品車		○	○
リース車		○	○
譲渡担保		×	×
その他		○	○

変更登録

変更登録

■所有者の氏名又は名称の変更（人格又は法人格は変わらない）

■所有者の住所の変更

■使用の本拠の位置の変更

※あわせて使用者の氏名又は名称／使用者の住所の変更を行うことは可

※車台番号の変更、車名の変更、型式の変更、原動機の型式の変更は不可

※所有権留保車両の使用者の変更は対象外

※（一括申請のみ）事業用、貸渡用にも対応（事業用自動車連絡書（紙）を受付審査時に提示）

ただし、事業用→自家用、貸渡用→自家用の用途変更は、対象外

事業用自動車の場合、保管場所審査はスキップ（保管場所申請データも不要）

※所有者が共同所有者の場合は対象外

※障害者減免等都道府県が独自の税・手数料減免制度を有する自動車は対象外

※使用の本拠の位置に変更がない場合、保管場所審査はスキップ

ただし、使用の本拠の位置を証する書面の提出が必要な場合（下記）は申請不可

- ・使用者住所と使用の本拠の位置が異なる車両において、使用者氏名を変更し、使用者住所・使用の本拠の位置共に変更しない場合
- ・使用者住所と使用の本拠の位置が異なる車両において、使用者氏名・使用者住所を変更し、使用の本拠の位置は変更しない場合
- ・使用者住所と使用の本拠の位置が同じ車両において、使用者氏名・使用者住所を変更し、使用の本拠の位置は変更しない場合
- ・使用者住所と使用の本拠の位置が同じ車両において、使用者の住所を変更し、使用者氏名・使用の本拠の位置は変更しない場合

※所使不同一車両において所有者が使用者にもなる変更の場合、以下の方法で申請可（車検証の“使用者氏名又は名称、住所”は「***」と表示）

ただし、自動車取得税が発生する場合は申請不可

＜一括申請の場合＞自動車検査証の“所有者氏名又は名称、住所”と同じ内容を申請データの“所有者氏名又は名称、住所”に設定し、かつ、“使用者氏名又は名称”に「1：所有者に同じ」、「使用者住所」に「1：所有者住所に同じ」と設定することで申請可

＜個別申請の場合＞“申請条件及び申請者等に関する入力画面”において、「登録する内容」の全てを選択し、「この自動車を使用するのは所有者ですか。」に“はい”を選択することで申請可

対象車両：普通乗用・普通乗合・普通貨物（土砂等運搬大型自動車届出書が必要な車両は除く）

小型乗用・小型乗合・小型貨物

※特殊（特種）用途自動車（車種8）及び大型特殊自動車（建設機械（車種0）及び建設機械以外（車種9））は対象外

変更登録

【必要書類等】

都道府県警察

※下記書類をカメラ・スキャナ等で取込み、申請データに添付（100KB程度のJPEG、1024×768ピクセル推奨）

※保管場所不要地域の場合、又は、使用の本拠の位置に変更がない場合は必要無し

- 所在図（使用の本拠の位置と保管場所が同じ場合省略可能）
- 配置図
- 使用権原疎明書面
- 使用の本拠の位置を疎明する書面（使用の本拠得の位置が使用者の住所と異なる場合のみ）

運輸支局等

- 旧車検証、旧ナンバープレート（新車検証交付時に持込み。Bタイプ車検証→Bタイプ車検証の場合は旧車検証の持込不要。（この場合新車検証も交付されない））
- 希望番号（希望ナンバープレートを予約済の方のみ。申請データに入力。）
- 所有者の委任状（電子又は紙）（代理申請の場合）
- 氏名又は名称、住所変更の原因を証する書面（紙）（戸籍謄本、戸籍全部事項等証明書、住民票（※）等）
※所有者氏名又は名称／住所を変更する場合、住民票コードを申請データに入力することで住民票を省略可能。（使用の本拠の変更を伴う場合は不可）
- 使用者の委任状（電子又は紙）（所使不同一の場合）
- 使用者の住所を証するに足りる書面（紙）（所使不同一の場合で、紙の委任状・電子署名のない電子委任状の場合）
- 事業用自動車等連絡書（紙）（事業用・貸渡用車両の場合）

所有者の条件		一括申請	個別申請	
法人	本社	○	○	「支配人」「外国会社の日本における代表者」の場合で、商業登記電子証明書を用いる申請の場合OSS対象外
個人	成人	○	○	
	未成年	○	○	
法人・個人以外の公的機関		×	×	

使用者の条件		一括申請	個別申請	
法人	本社	○	○	
	本社以外	○	○	
個人	成人	○	○	
	未成年	○	○	
法人・個人以外の公的機関		×	×	

用途の条件一覧	一括申請	個別申請	
自家用→自家用	○	○	
事業用→事業用、貸渡用→貸渡用	○	×	
自家用→事業用／貸渡用	○	×	
事業用／貸渡用→自家用	×	×	
貸渡用→事業用、事業用→貸渡用	○	×	

車両の条件			一括申請	個別申請		
普通	乗用		○	○		
	乗合		○	○		
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○	
			トラクター(けん引車)	○	○	
			トレーラー(被けん引車)	○	○	
ダンプ車(土砂等運搬大型自動車使用届出書の不要な場合のみ)		○	○	土砂等運搬大型自動車使用届出書が必要な車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の土砂等運搬車のダンプ車は対象外		
小型	乗用		○	○		
	乗合		○	○		
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○	
			トラクター(けん引車)	○	○	
			トレーラー(被けん引車)	○	○	
			三輪自動車	○	○	
ダンプ車		○	○			
特殊(特種)用途自動車(車種8)			×	×		
大型特殊自動車	建設機械(車種0)		×	×		
	建設機械以外(車種9)		×	×		
有効期間切れ車両			○	○		
限定検査証交付中			○	○		
所有者が共同所有者			×	×		

自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請	個別申請
取得原因	売買	—	—
	相続	—	—
	贈与	—	—
	所有権留保解除	—	—
	その他	○	○
自動車税課税区分	課税	—	—
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	×	×
	商品車	×	×
	その他	○	○
自動車取得税課税区分	課税	×	×
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	×	×
	商品車	×	×
	その他	○	○

自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請	個別申請
用途	乗用車	○	○
	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○
	トラック(けん引車)	○	○
	トラック(被けん引車)	○	○
	バス(一般乗合用)	×	×
	バス(その他)	○	○
	三輪小型	○	○
	特種用途自動車	×	×
	その他	×	×
	所有形態	自己所有	○
所有権留保		○	○
商品車		×	×
リース車		○	○
譲渡担保		×	×
その他		○	○

一時抹消登録

一時抹消登録

■一時抹消登録後の各種届出は対象外

（一時抹消後の各種届出及び輸出抹消仮登録については平成31年度より開始予定）

※受付審査時に車検証・ナンバープレートの返納が必要

※（一括申請のみ）事業用にも対応（事業用自動車連絡書（紙）を受付審査時に提出）
貸渡用の抹消登録の場合、事業用自動車連絡書の提出が必要ないため、個人申請・一括申請両方対応可

※所有者が共同所有者の場合は対象外

対象車両：普通乗用・普通乗合・普通貨物（土砂等運搬大型自動車届出書が必要な車両は除く）
小型乗用・小型乗合・小型貨物

※特殊（特種）用途自動車（車種8）及び大型特殊自動車（建設機械（車種0）及び建設機械以外（車種9））は対象外

一時抹消登録

【必要書類等】

運輸支局等

- 車検証、ナンバープレート（受付審査時に持込み）
- 所有者の委任状（電子又は紙）（代理申請の場合）
- 所有者の印鑑（登録）証明書（紙）（電子署名のない委任状の場合）
- 事業用自動車等連絡書（紙）（事業用の場合）

所有者の条件		一括申請	個別申請	
法人	本社	△	△	印鑑証明書提出資格者が「支配人」「外国会社の日本における代表者」の場合は申請不可
個人	成人	○	○	
	未成年	△	△	印鑑証明書を取得できる場合は申請可 (住民票での代用はOSSでは不可)
法人・個人以外の公的機関		○	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成

用途の条件一覧		一括申請	個別申請	
自家用		○	○	
事業用		○	×	
貸渡用		○	○	

一時抹消登録

車両の条件			一括申請	個別申請		
普通	乗用		○	○		
	乗合		○	○		
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○	
			トラクター(けん引車)	○	○	
			トレーラー(被けん引車)	○	○	
ダンプ車(土砂等運搬大型自動車使用届出書の不要な場合のみ)		○	○	土砂等運搬大型自動車使用届出書が必要な車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の土砂等運搬車のダンプ車は対象外		
小型	乗用		○	○		
	乗合		○	○		
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○	
			トラクター(けん引車)	○	○	
			トレーラー(被けん引車)	○	○	
			三輪自動車	○	○	
ダンプ車		○	○			
特殊(特種)用途自動車(車種8)			×	×		
大型特殊自動車	建設機械(車種0)		×	×		
	建設機械以外(車種9)		×	×		
有効期間切れ車両			○	○		
限定検査証交付中			○	○		
所有者が共同所有者			×	×		

自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請	個別申請
取得原因	売買	—	—
	相続	—	—
	贈与	—	—
	所有権留保解除	—	—
	その他	○	○
自動車税課税区分	課税	—	—
	非課税	—	—
	課税免除	—	—
	減免(障害者・その他)	—	—
	免税点以下	—	—
	商品車	—	—
	その他	○	○
自動車取得税課税区分	課税	—	—
	非課税	—	—
	課税免除	—	—
	減免(障害者・その他)	—	—
	免税点以下	—	—
	商品車	—	—
	その他	○	○

自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請	個別申請
用途	乗用車	○	○
	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○
	トラック(けん引車)	○	○
	トラック(被けん引車)	○	○
	バス(一般乗合用)	×	×
	バス(その他)	○	○
	三輪小型	○	○
	特種用途自動車	×	×
	その他	×	×
	所有形態	自己所有	○
所有権留保		—	—
商品車		×	×
リース車		○	○
譲渡担保		×	×
その他		○	○

永久抹消登録

永久抹消登録

■重量税還付無しの永久抹消登録

(重量税還付有りの永久抹消登録は平成30年度より開始予定)

■特殊（特種）用途自動車、大型特殊自動車及び被けん引車を除く登録自動車で、自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたものが対象

※受付審査時に車検証・ナンバープレートの返納が必要

※滅失・用途停止は対象外

※（一括申請のみ）事業用にも対応（事業用自動車連絡書（紙）を受付審査時に提出）

貸渡用の永久抹消登録の場合、事業用自動車連絡書の提出が必要ないため、個人申請・一括申請両方対応可

※所有者が共同所有者の場合は対象外

対象車両：普通乗用・普通乗合・普通貨物（被けん引車及び土砂等運搬大型自動車届出書が必要な車両は除く）

小型乗用・小型乗合・小型貨物（被けん引車は除く）

※特殊（特種）用途自動車（車種8）及び大型特殊自動車（建設機械（車種0）及び建設機械以外（車種9））は対象外

永久抹消登録

【必要書類等】

運輸支局等

- 車検証、ナンバープレート（受付審査時に持込み）
- 所有者の委任状（電子又は紙）（代理申請の場合）
- 所有者の印鑑（登録）証明書（紙）（電子署名のない委任状の場合）
- 所有者の氏名や住所の繋がりが証明できる書面（紙）
（所有者の氏名又は名称、もしくは住所に変更がある場合）
- 事業用自動車等連絡書（紙）（事業用の場合）

所有者の条件		一括申請	個別申請	
法人	本社	△	△	印鑑証明書提出資格者が「支配人」「外国会社の日本における代表者」の場合は申請不可
個人	成人	○	○	
	未成年	△	△	印鑑証明書を取得できる場合は申請可 (住民票での代用はOSSでは不可)
法人・個人以外の公的機関		○	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成

用途の条件一覧		一括申請	個別申請	
自家用		○	○	
事業用		○	×	
貸渡用		○	○	

車両の条件			一括申請	個別申請		
普通	乗用		○	○		
	乗合		○	○		
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○	
			トラクター(けん引車)	○	○	
			トレーラー(被けん引車)	×	×	
ダンプ車(土砂等運搬大型自動車使用届出書の不要な場合のみ)		○	○	土砂等運搬大型自動車使用届出書が必要な車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の土砂等運搬車のダンプ車は対象外		
小型	乗用		○	○		
	乗合		○	○		
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○	
			トラクター(けん引車)	○	○	
			トレーラー(被けん引車)	×	×	
			三輪自動車	○	○	
ダンプ車		○	○			
特殊(特種)用途自動車(車種8)			×	×		
大型特殊自動車	建設機械(車種0)		×	×		
	建設機械以外(車種9)		×	×		
有効期間切れ車両			○	○		
限定検査証交付中			○	○		
所有者が共同所有者			×	×		

自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請	個別申請
取得原因	売買	—	—
	相続	—	—
	贈与	—	—
	所有権留保解除	—	—
	その他	○	○
自動車税課税区分	課税	—	—
	非課税	—	—
	課税免除	—	—
	減免(障害者・その他)	—	—
	免税点以下	—	—
	商品車	—	—
	その他	○	○
自動車取得税課税区分	課税	—	—
	非課税	—	—
	課税免除	—	—
	減免(障害者・その他)	—	—
	免税点以下	—	—
	商品車	—	—
	その他	○	○

自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請	個別申請
用途	乗用車	—	—
	トラック(貨物・貨客兼用車)	—	—
	トラック(けん引車)	—	—
	トラック(被けん引車)	—	—
	バス(一般乗合用)	—	—
	バス(その他)	—	—
	三輪小型	—	—
	特種用途自動車	—	—
	その他	—	—
	所有形態	自己所有	—
所有権留保		—	—
商品車		×	×
リース車		—	—
譲渡担保		×	×
その他	○	○	

移転一時抹消登録(複合申請)

移転一時抹消登録(複合申請)

■ 売買による移転

■ 割賦完済（所有権留保解除）による移転

■ 保管場所審査は無し

※相続・贈与・合併・分割・判決によるものは対象外

※車台番号の変更、車名の変更、型式の変更、原動機の型式の変更は不可

※ダブル以上の移転は対象外

※所有者の名義変更は必須

あわせて使用者の変更／使用者の住所の変更／使用の本拠の位置の変更の場合も可

※個人→法人の場合／法人→個人の場合にも対応

※事業用・貸渡用は対象外

※所有者（新・旧）が共同所有者の場合は対象外

※障害者減免等都道府県が独自の税・手数料減免制度を有する自動車は対象外

※車検証の有効期限切れ自動車にも対応

対象車両：普通乗用・普通乗合・普通貨物（土砂等運搬大型自動車届出書が必要な車両は除く）
小型乗用・小型乗合・小型貨物

※特殊（特種）用途自動車（車種8）及び大型特殊自動車（建設機械（車種0）及び建設機械以外（車種9））は対象外

移転一時抹消登録(複合申請)

【必要書類等】

運輸支局等

- 旧車検証、旧ナンバープレート（受付審査時に持込み）
- 譲渡証明書（電子又は紙）（電子の場合登録情報処理機関へ提供）
- 新旧所有者の委任状（電子又は紙）（本人申請の場合は新所有者の委任状は不要）
- 新旧所有者の印鑑（登録）証明書（紙）（紙の委任状・譲渡証、電子署名のない電子委任状の場合）
- 旧所有者の氏名や住所の繋がりが証明できる書面（紙）（旧所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更がある場合）
- 使用者の委任状（電子又は紙）（所使不同一の場合で使用者の情報に変更がある場合）
- 使用者の住所を証するに足りる書面（紙）（所使不同一の場合で使用者の情報に変更がある場合、かつ紙の委任状・電子署名のない電子委任状の場合）

都道府県税

- 古物商許可証等（商品車の場合（都道府県による））
（カメラ・スキャナ等で取り込み、申請データに添付（JPEG）4枚まで可能）

移転一時抹消登録(複合申請)

所有者の条件(新・旧)		一括申請	個別申請	
法人	本社	△	△	印鑑証明書提出資格者が「支配人」「外国会社の日本における代表者」の場合は申請不可
個人	成人	○	○	
	未成年(新所有者の場合)	×	×	
	未成年(旧所有者の場合)	×	×	
法人・個人以外の公的機関		○	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成

使用者の条件		一括申請	個別申請	
法人	本社	○	○	
	本社以外	○	○	
個人	成人	○	○	
	未成年	○	○	
法人・個人以外の公的機関		○	×	

用途の条件一覧	一括申請	個別申請	
自家用→自家用	○	○	
事業用→事業用、貸渡用→貸渡用	×	×	
自家用→事業用／貸渡用	×	×	
事業用／貸渡用→自家用	×	×	38
貸渡用→事業用、事業用→貸渡用	×	×	

移転一時抹消登録(複合申請)

車両の条件				一括申請	個別申請	
普通	乗用			○	○	
	乗合			○	○	
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○	
			トラクター(けん引車)	○	○	
			トレーラー(被けん引車)	○	○	
ダンプ車(土砂等運搬大型自動車使用届出書の不要な場合のみ)			○	○	土砂等運搬大型自動車使用届出書が必要な車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の土砂等運搬車のダンプ車は対象外	
小型	乗用			○	○	
	乗合			○	○	
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○	
			トラクター(けん引車)	○	○	
			トレーラー(被けん引車)	○	○	
			三輪自動車	○	○	
ダンプ車			○	○		
特殊(特種)用途自動車(車種8)				×	×	
大型特殊自動車	建設機械(車種0)			×	×	
	建設機械以外(車種9)			×	×	
有効期間切れ車両				○	○	
限定検査証交付中				×	×	
所有者が共同所有者				×	×	

移転一時抹消登録(複合申請)

自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請	個別申請
取得原因	売買	○	○
	相続	×	×
	贈与	×	×
	所有権留保解除	○	○
	その他	○	○
自動車税課税区分	課税	○	○
	非課税	△ (公用車)	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	×	×
	商品車	○	○
	その他	○	○
自動車取得税課税区分	課税	○	○
	非課税	△ (公用車)	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	○	○
	商品車	○	○
	その他	○	○

自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請	個別申請
用途	乗用車	○	○
	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○
	トラック(けん引車)	○	○
	トラック(被けん引車)	○	○
	バス(一般乗合用)	×	×
	バス(その他)	○	○
	三輪小型	○	○
	特種用途自動車	×	×
	その他	×	×
	所有形態	自己所有	○
所有権留保		—	—
商品車		○	○
リース車		○	○
譲渡担保		×	×
その他		×	×

移転永久抹消登録(複合申請)

移転永久抹消登録(複合申請)

■売買による移転

■割賦完済(所有権留保解除)による移転

■保管場所審査は無し

■重量税還付無し(重量税還付有りの移転永久抹消登録は平成30年度より開始予定)

※相続・贈与・合併・分割・判決によるものは対象外

※車台番号の変更、車名の変更、型式の変更、原動機の型式の変更は不可

※滅失・用途停止は対象外

※ダブル以上の移転は対象外

※所有者の名義変更は必須

あわせて使用者の変更／使用者の住所の変更／使用の本拠の位置の変更を行うことも可

※個人→法人の場合／法人→個人の場合にも対応

※事業用・貸渡用は対象外

※所有者(新・旧)が共同所有者の場合は対象外

※障害者減免等都道府県が独自の税・手数料減免制度を有する自動車は対象外

※車検証の有効期限切れ自動車にも対応

対象車両：普通乗用・普通乗合・普通貨物(被けん引車及び土砂等運搬大型自動車届出書が必要な車両は除く)

小型乗用・小型乗合・小型貨物(被けん引車は除く)

※自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたものが対象

※被けん引車、特殊(特種)用途自動車(車種8)及び大型特殊自動車(建設機械(車種0)及び建設機械以外(車種9))は対象外

移転永久抹消登録(複合申請)

【必要書類等】

運輸支局等

- 旧車検証、旧ナンバープレート（受付審査時に持込み）
- 譲渡証明書（電子又は紙）（電子の場合登録情報処理機関へ提供）
- 新旧所有者の委任状（電子又は紙）（本人申請の場合は新所有者の委任状は不要）
- 新旧所有者の印鑑（登録）証明書（紙）（紙の委任状・譲渡証、電子署名のない電子委任状の場合）
- 旧所有者の氏名や住所の繋がりが証明できる書面（紙）（旧所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更がある場合）
- 使用者の委任状（電子又は紙）（所使不同一の場合で使用者の情報に変更がある場合）
- 使用者の住所を証するに足りる書面（紙）（所使不同一の場合で使用者の情報に変更がある場合、かつ紙の委任状・電子署名のない電子委任状の場合）

都道府県税

- 古物商許可証等（商品車の場合（都道府県による））
（カメラ・スキャナ等で取り込み、申請データに添付（JPEG）4枚まで可能）

移転永久抹消登録(複合申請)

所有者の条件(新・旧)		一括申請	個別申請	
法人	本社	△	△	印鑑証明書提出資格者が「支配人」「外国会社の日本における代表者」の場合は申請不可
個人	成人	○	○	
	未成年(新所有者の場合)	×	×	
	未成年(旧所有者の場合)	×	×	
法人・個人以外の公的機関		○	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成

使用者の条件		一括申請	個別申請	
法人	本社	○	○	
	本社以外	○	○	
個人	成人	○	○	
	未成年	○	○	
法人・個人以外の公的機関		○	×	

用途の条件一覧	一括申請	個別申請	
自家用→自家用	○	○	
事業用→事業用、貸渡用→貸渡用	×	×	
自家用→事業用／貸渡用	×	×	
事業用／貸渡用→自家用	×	×	44
貸渡用→事業用、事業用→貸渡用	×	×	

移転永久抹消登録(複合申請)

車両の条件				一括申請	個別申請	
普通	乗用			○	○	
	乗合			○	○	
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○	
			トラクター(けん引車)	○	○	
			トレーラー(被けん引車)	×	×	
ダンプ車(土砂等運搬大型自動車使用届出書の不要な場合のみ)			○	○	土砂等運搬大型自動車使用届出書が必要な車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の土砂等運搬車のダンプ車は対象外	
小型	乗用			○	○	
	乗合			○	○	
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○	
			トラクター(けん引車)	○	○	
			トレーラー(被けん引車)	×	×	
			三輪自動車	○	○	
ダンプ車			○	○		
特殊(特種)用途自動車(車種8)				×	×	
大型特殊自動車	建設機械(車種0)			×	×	
	建設機械以外(車種9)			×	×	
有効期間切れ車両				○	○	
限定検査証交付中				×	×	
所有者が共同所有者				×	×	

移転永久抹消登録(複合申請)

自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請	個別申請
取得原因	売買	○	○
	相続	×	×
	贈与	×	×
	所有権留保解除	○	○
	その他	○	○
自動車税課税区分	課税	○	○
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	×	×
	商品車	○	○
	その他	○	○
自動車取得税課税区分	課税	○	○
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	○	○
	商品車	○	○
	その他	○	○

自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請	個別申請
用途	乗用車	○	○
	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○
	トラック(けん引車)	○	○
	トラック(被けん引車)	×	×
	バス(一般乗合用)	×	×
	バス(その他)	○	○
	三輪小型	○	○
	特種用途自動車	×	×
	その他	×	×
	所有形態	自己所有	○
所有権留保		—	—
商品車		○	○
リース車		○	○
譲渡担保		×	×
その他		○	○

変更一時抹消登録(複合申請)

変更一時抹消登録(複合申請)

■所有者の氏名又は名称の変更／住所の変更

■使用の本拠の位置の変更

■使用者の氏名又は名称の変更／住所の変更

■保管場所審査は無し

※車台番号の変更、車名の変更、型式の変更、原動機の型式の変更は不可

※所有権留保車両の使用者の変更は対象外

※事業用・貸渡用は対象外

※所有者が共同所有者の場合は対象外

※自動車取得税の納付が必要な場合は対象外

※所使不同一車両において所有者が使用者にもなる変更の場合、以下の方法で申請可

(車検証の“使用者氏名又は名称、住所”は「***」と表示)

ただし、自動車取得税が発生する場合は申請不可

＜一括申請の場合＞自動車検査証の“所有者氏名又は名称、住所”と同じ内容を申請データの“所有者氏名又は名称、住所”に設定し、かつ、“使用者氏名又は名称”に「1：所有者に同じ」、「使用者住所」に「1：所有者住所に同じ」と設定することで申請可

＜個別申請の場合＞“申請条件及び申請者等に関する入力画面”において、「登録する内容」の全てを選択し、「この自動車を使用するのは所有者ですか。」に“はい”を選択することで申請可

対象車両：普通乗用・普通乗合・普通貨物（土砂等運搬大型自動車届出書が必要な車両は除く）
小型乗用・小型乗合・小型貨物

※特殊（特種）用途自動車（車種8）及び大型特殊自動車（建設機械（車種0）及び建設機械以外（車種9））は対象外

変更一時抹消登録(複合申請)

【必要書類等】

運輸支局等

- 旧車検証、旧ナンバープレート（受付審査時に持込み）
- 所有者の委任状（電子又は紙）（代理申請の場合）
- 所有者の印鑑（登録）証明書（紙）（紙の委任状・譲渡証、電子署名のない電子委任状の場合）
- 氏名又は名称、住所変更の原因を証する書面（紙）（戸籍謄本、戸籍全部事項等証明書、住民票（※）等）
※所有者氏名又は名称／住所を変更する場合、住民票コードを申請データに入力することで住民票を省略可能。（使用の本拠の変更を伴う場合は不可）
- 使用者の委任状（電子又は紙）（所使不同一の場合で使用者の情報に変更がない場合）
- 使用者の住所を証するに足りる書面（紙）（所使不同一の場合で使用者の情報に変更がある場合、かつ紙の委任状・電子署名のない電子委任状の場合）

都道府県税

- 古物商許可証等（商品車の場合（都道府県による））
（カメラ・スキャナ等で取り込み、申請データに添付（JPEG）4枚まで可能）

変更一時抹消登録(複合申請)

所有者の条件		一括申請	個別申請	
法人	本社	△	△	印鑑証明書提出資格者が「支配人」「外国会社の日本における代表者」の場合は申請不可
個人	成人	○	○	
	未成年	△	△	印鑑証明書を取得できる場合は申請可(住民票での代用はOSSでは不可)
法人・個人以外の公的機関		○	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成

使用者の条件		一括申請	個別申請	
法人	本社	○	○	
	本社以外	○	○	
個人	成人	○	○	
	未成年	○	○	
法人・個人以外の公的機関		○	×	

用途の条件一覧		一括申請	個別申請	
自家用→自家用		○	○	
事業用→事業用、貸渡用→貸渡用		×	×	
自家用→事業用／貸渡用		×	×	
事業用／貸渡用→自家用		×	×	
貸渡用→事業用、事業用→貸渡用		×	×	

変更一時抹消登録(複合申請)

車両の条件			一括申請	個別申請		
普通	乗用		○	○		
	乗合		○	○		
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○	
			トラクター(けん引車)	○	○	
			トレーラー(被けん引車)	○	○	
ダンプ車(土砂等運搬大型自動車使用届出書の不要な場合のみ)		○	○	土砂等運搬大型自動車使用届出書が必要な車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の土砂等運搬車のダンプ車は対象外		
小型	乗用		○	○		
	乗合		○	○		
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○	
			トラクター(けん引車)	○	○	
			トレーラー(被けん引車)	○	○	
			三輪自動車	○	○	
ダンプ車		○	○			
特殊(特種)用途自動車(車種8)			×	×		
大型特殊自動車	建設機械(車種0)		×	×		
	建設機械以外(車種9)		×	×		
有効期間切れ車両			○	○		
限定検査証交付中			○	○		
所有者が共同所有者			×	×		

変更一時抹消登録(複合申請)

自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請	個別申請
取得原因	売買	○	○
	相続	—	—
	贈与	—	—
	所有権留保解除	○	○
	その他	○	○
自動車税課税区分	課税	○	○
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	○	○
	商品車	○	○
	その他	○	○
自動車取得税課税区分	課税	○	○
	非課税	×	×
	課税免除	×	×
	減免(障害者・その他)	×	×
	免税点以下	○	○
	商品車	○	○
	その他	○	○

自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請	個別申請
用途	乗用車	○	○
	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○
	トラック(けん引車)	○	○
	トラック(被けん引車)	○	○
	バス(一般乗合用)	×	×
	バス(その他)	○	○
	三輪小型	○	○
	特種用途自動車	×	×
	その他	×	×
	所有形態	自己所有	○
所有権留保		—	—
商品車		○	○
リース車		○	○
譲渡担保		×	×
その他		×	×

中古車新規登録

中古車新規登録

■一時抹消登録済で、指定整備済の車両

■保安基準適合証及び自動車損害賠償責任保険（共済）の情報が登録情報処理機関に提供されている車両

※予備検査済及び限定車検証交付後に限定指定整備済の車両は対象外

※現車提示が必要な車両は対象外

※諸元に変更のある車両は対象外

※（一括申請のみ）事業用、貸渡用にも対応（事業用自動車連絡書（紙）を受付審査時に提示）
事業用自動車の場合、保管場所審査はスキップ（保管場所申請データも不要）

※所有者が共同所有者の場合は対象外

※障害者減免等都道府県が独自の税・手数料減免制度を有する自動車は対象外

対象車両：普通乗用

小型乗用・小型貨物（最大積載量1 t以下のバン・三輪バンのみ）

※普通乗合、普通貨物、小型乗合、特殊（特種）用途自動車（車種8）及び大型特殊自動車（建設機械（車種0）及び建設機械以外（車種9））は対象外

中古車新規登録

【必要書類等】

都道府県警察

※下記書類をカメラ・スキャナ等で取込み、申請データに添付（100KB程度のJPEG、1024×768ピクセル推奨）

※用途が事業用の場合、使用の本拠の位置に変更がない場合、保管場所証明書を再利用した申請の場合は必要無し

- 所在図（使用の本拠の位置と保管場所が同じ場合省略可能）
- 配置図
- 使用権原疎明書面
- 使用の本拠の位置を疎明する書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合のみ）

運輸支局等

- 希望番号（希望ナンバープレートを予約済の方のみ。申請データに入力。）
- 保安基準適合証（登録情報処理機関へ提供）
- 自動車損害賠償責任保険（共済）（登録情報処理機関へ提供。1～3枚まで対応可）
- 登録識別情報等通知書（または一時抹消登録証明書）（紙）
- 譲渡証明書（電子又は紙）（電子の場合登録情報処理機関へ提供）
- 所有者の委任状（電子又は紙）（代理申請の場合）
- 所有者の印鑑（登録）証明書（紙）（紙の委任状・譲渡証、電子署名のない電子委任状の場合）
- （所有者が未成年の場合）親権者または後見人の同意書／承諾書等（紙）
- 使用者の委任状（電子又は紙）（所使不同一の場合）
- 使用者の住所を証するに足りる書面（紙）（所使不同一の場合で、紙の委任状・電子署名のない電子委任状の場合）
- 事業用自動車等連絡書（紙）（事業用・貸渡用車両の場合）

所有者の条件		一括申請	個別申請	
法人	本社	△	△	印鑑証明書提出資格者が「支配人」「外国会社の日本における代表者」の場合は申請不可
個人	成人	○	○	
	未成年	○	○	親権者または後見人の同意書／承諾書等が必要
法人・個人以外の公的機関		×	×	

使用者の条件		一括申請	個別申請	
法人	本社	○	○	
	本社以外	○	○	
個人	成人	○	○	
	未成年	○	○	
法人・個人以外の公的機関		×	×	

用途の条件一覧	一括申請	個別申請	
自家用	○	○	
事業用	○	×	
貸渡用	○	×	

中古車新規登録

車両の条件			一括申請	個別申請		
普通	乗用		○	○		
	乗合		×	×		
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	×	×	
			トラクター(けん引車)	×	×	
			トレーラー(被けん引車)	×	×	
ダンプ車		×	×			
小型	乗用		○	○		
	乗合		×	×		
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物)	△	△	最大積載量1t以下のバンのみ保安基準適合証により実車確認を省略可能なためOSS対象
			トラック(貨客兼用車)	×	×	
			トラクター(けん引車)	×	×	
			トレーラー(被けん引車)	×	×	
			三輪自動車	△	△	最大積載量1t以下の三輪バンのみ保安基準適合証により実車確認を省略可能なためOSS対象
ダンプ車		×	×			
特殊(特種)用途自動車(車種8)			×	×		
大型特殊自動車	建設機械(車種0)		×	×		
	建設機械以外(車種9)		×	×		
限定検査証交付中			×	×		
所有者もしくは旧所有者が共同所有者			×	×		

自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請	個別申請	自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請	個別申請
取得原因	売買	○	○	用途	乗用車	○	○
	相続	—	—		トラック(貨物)	○	○
	贈与	—	—		トラック(貨客兼用車)	×	×
	所有権留保解除	—	—		トラック(けん引車)	×	×
	その他	○	○		トラック(被けん引車)	×	×
自動車税課税区分	課税	○	○		バス(一般乗合用)	×	×
	非課税	×	×		バス(その他)	×	×
	課税免除	×	×		三輪小型	○	○
	減免(障害者・その他)	×	×		特種用途自動車	×	×
	免税点以下	×	×		その他	×	×
	商品車	×	×		所有形態	自己所有	○
	その他	—	—	所有権留保		○	○
自動車取得税課税区分	課税	○	○	商品車		×	×
	非課税	×	×	リース車		○	○
	課税免除	×	×	譲渡担保		×	×
	減免(障害者・その他)	×	×	その他	×	×	
	免税点以下	○	○				
	商品車	×	×				
	その他	○	○				

継続検査

継続検査

■指定整備済で、保安基準適合証により実車確認を省略できる車両

■保安基準適合証及び自動車損害賠償責任保険（共済）の情報が登録情報処理機関に提供されている車両

※限定車検証交付後に限定指定整備済の車両は対象外

※現車提示が必要な車両は対象外

※代理人による代理申請の場合、代理権の申述にて代替

※前回の検査後に引っ越し等により住所・使用の本拠の位置等を変更されている場合には、継続検査申請を行う前に変更登録等を行う必要あり（ただし車検証の有効期間が短い場合は、窓口にご相談）

対象車両：全ての車両

継続検査

【必要書類等】

運輸支局等

- 旧自動車検査証（新車検証交付時に持込み）
- 保安基準適合証（登録情報処理機関へ提供）
- 自動車損害賠償責任保険（共済）（登録情報処理機関へ提供）
- 使用者の委任状（電子）（公用車の場合のみ（官職証明書及び職責証明書で電子署名が必要））
- 【自動車税の納付の事実が電子的に確認できない場合】自動車税納税証明書（紙）（新車検証交付時に提示）
- 【放置違反金等に係る督促状の送付を受けた方で、放置違反金等の納付等の事実が電子的に確認できない場合】放置違反金等の納付等を証する書面（紙）（新車検証交付時に提示）
- 【自重計技術適合証の提示が必要な土砂等運搬車のダンプ車（車両総重量8t以上または最大積載量5t以上）で、電子保安基準適合証上の自重計技術適合証確認欄において確認ができない場合】自重計技術基準適合証（新車検証交付時に提示）

使用者の条件		一括申請	個別申請	
法人	本社	○	○	
	本社以外	○	○	
個人	成人	○	○	
	未成年	○	○	
法人・個人以外の公的機関		○	×	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成

用途の条件一覧	一括申請	個別申請	
自家用	○	○	
事業用	○	○	
貸渡用	○	○	
駐留軍用	○	○	
一時輸入用	○	○	
身分喪失用	○	○	

車両の条件			一括申請	個別申請		
普通	乗用		○	○		
	乗合		○	○		
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○	
			トラクター(けん引車)	○	○	
			トレーラー(被けん引車)	○	○	
ダンプ車		○	○			
小型	乗用		○	○		
	乗合		○	○		
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	○	
			トラクター(けん引車)	○	○	
			トレーラー(被けん引車)	○	○	
			三輪自動車	○	○	
ダンプ車		○	○			
特殊(特種)用途自動車(車種8)			○	○		
大型特殊自動車	建設機械(車種0)		○	○		
	建設機械以外(車種9)		○	○		
有効期間切れ車両			○	○		
限定検査証交付中			×	×		

記載事項変更

記載事項変更

■使用者の氏名／名称の変更

■使用者の住所の変更（使用の本拠の位置の変更がない場合）

※個人申請は不可（ポータルサイトの申請画面は無し）。一括申請のみ対象。
※構造等変更検査を伴うものは対象外

対象車両：普通乗用・普通乗合・普通貨物
 小型乗用・小型乗合・小型貨物
 特殊（特種）用途自動車（車種8）

※大型特殊自動車（建設機械（車種0）及び建設機械以外（車種9））は対象外

記載事項変更

【必要書類等】

運輸支局等

- 旧車検証（新車検証交付時に持込み）
- 使用者の委任状（電子又は紙）
- 氏名又は名称、住所変更の原因を証する書面（紙）
- 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（紙）（変更前の使用者住所と使用の本拠の位置が同じで、使用の本拠の位置に変更がないとする拳証書面として提出が必要）
- 事業用自動車等連絡書（紙）（事業用・貸渡用車両の場合）
- 土砂等運搬大型自動車使用届出書（紙）（土砂等運搬車のダンプ車（車両総重量8t以上または最大積載量5t以上）の場合）

使用者の条件		一括申請	
法人	本社	○	
	支社	○	「支配人」及び「外国会社の日本における代表者」の資格によって、商業登記に基づく電子認証制度により発行された電子証明書（公開鍵証明書）を持つ者を代表して「支社」とする
個人	成人	○	
	未成年	○	
法人・個人以外の公的機関		○	官職証明書／職責証明書で電子委任状を作成

用途の条件一覧	一括申請	
自家用	○	
事業用	○	
貸渡用	○	

車両の条件			一括申請		
普通	乗用		○		
	乗合		○		
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	
			トラクター(けん引車)	○	
			トレーラー(被けん引車)	○	
ダンプ車		○			
小型	乗用		○		
	乗合		○		
	貨物	ダンプ車以外	トラック(貨物・貨客兼用車)	○	
			トラクター(けん引車)	○	
			トレーラー(被けん引車)	○	
			三輪自動車	○	
ダンプ車		○			
特殊(特種)用途自動車(車種8)			○		
大型特殊自動車	建設機械(車種0)		×		
	建設機械以外(車種9)		×		
限定検査証交付中			×		

自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請
取得原因	売買	—
	相続	—
	贈与	—
	所有権留保解除	—
	その他	○
自動車税課税区分	課税	—
	非課税	—
	課税免除	—
	減免(障害者・その他)	—
	免税点以下	—
	商品車	—
	その他	○
自動車取得税課税区分	課税	—
	非課税	—
	課税免除	—
	減免(障害者・その他)	—
	免税点以下	—
	商品車	—
	その他	○

自動車税・自動車取得税の条件一覧		一括申請
用途	乗用車	○
	トラック(貨物・貨客兼用車)	○
	トラック(けん引車)	○
	トラック(被けん引車)	○
	バス(一般乗合用)	○
	バス(その他)	○
	三輪小型	○
	特種用途自動車	○
	その他	○
	所有形態	自己所有
所有権留保		○
商品車		—
リース車		○
譲渡担保		—
その他		○